

事 務 連 絡

平成30年8月6日

都道府県トラック協会
専 務 理 事 殿

公益社団法人全日本トラック協会
輸送事業部長 礎 司 郎

(再要請) 特定家庭用機器廃棄物(家電4品目)の適正な引渡し等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般、平成30年6月18日付全ト協発第152号(輸)にて「特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡し」について、会員事業者に対する周知徹底をお願いしておりましたが、今般、経済産業省、環境省より、新たに「特定家庭用機器廃棄物」について不適切な取扱いを行った事業者に対し、2件目となる勧告がなされました。

経済産業省、環境省では、この事態を重く受け止め、全日本トラック協会に対する周知要請に止まらず、引越事業者における家電リサイクル法の遵守を図るため、引越事業者向けの家電リサイクル法に関する説明会を実施することとし、全日本トラック協会に対しましても、当該説明会への協力要請がございました。

説明会に関するご案内につきましては、詳細が確定し次第、改めてご案内をいたしますが、貴協会におかれましても、上記についてご理解をいただき、特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡しが行われるよう、より一層の傘下会員事業者に対する周知徹底を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

◆本件に対する問合せ先

公益社団法人 全日本トラック協会
輸送事業部 礎 ・ 杉崎

TEL : 03-3354-1038



事 務 連 絡

平成30年7月31日

公益社団法人全日本トラック協会 御中

経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

小売業者が引き取った特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡し等について

今般、一部の小売業者（特定家庭用機器再商品化法上の小売業者をいう。以下同じ。）が、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取っていながら、その一部を製造業者等へ引き渡していなかったことが判明し、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）第16条第1項の規定に基づく勧告を行いました。

標記については、平成30年6月12日付け経済産業省商務情報政策局長／環境省環境再生・資源循環局長通知（20180601情第2号、環循総発第1806124号）のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

また、家電リサイクル法上の小売業者に該当する引越業者に対する勧告は本年度2件目となることから、引越業者における家電リサイクル法の遵守を図るため、貴会に御協力いただき、引越業者向けの家電リサイクル法に関する説明会を開催することとなりました。当該説明会について、貴会の御協力に御礼申し上げます。

平成 30 年 7 月 31 日

環境省共同発表

家電リサイクル法対象機器の不適正処理に係る勧告及び
報告徴収を行いました

アーク引越センター株式会社において、排出者から引き取った廃家電の一部が、製造業者等以外の者（産業廃棄物処理業者やいわゆる不用品回収業者）に引き渡されていたことから、経済産業省及び環境省は、家電リサイクル法第 16 条第 1 項に基づき、アーク引越センター株式会社に対し、排出者から廃家電を引き取ったときは、製造業者等に当該廃家電を引き渡すべき旨の勧告等を行いました。

1. 経緯・事実関係

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）上の小売業者に該当するアーク引越センター株式会社（本社：愛知県名古屋市）に対して、経済産業省本省が聴き取り調査を行ったところ、排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物（以下「廃家電」という。）の一部が、製造業者等以外の者（産業廃棄物処理業者やいわゆる不用品回収業者）に引き渡されていたおそれがあることが認められました。

これを受け、平成 30 年 7 月 4 日、経済産業省及び環境省においてアーク引越センター株式会社に対し、家電リサイクル法第 52 条に基づき報告を求めたところ、同月 13 日、以下のとおり、全 13 支店（物流センターを含む。）で、製造業者等以外の者に逆有償又は無償による引渡しが行われたとの報告を受けました。

アーク引越センター株式会社から報告された、引き取った廃家電の一部について製造業者等以外の者への引渡しを行っていた台数（平成 26 年 4 月から平成 30 年 5 月まで）

エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機	合計
5,107 台	1,156 台	1,953 台	2,736 台	10,952 台

※ アーク引越センター株式会社からの報告によれば、平成 26 年 4 月よりも前から製造業者等以外の者への引渡しが行われていましたが、具体的な始期は不明です。上記の台数はアーク引越センター株式会社が社内調査を行い推定したものです。

2. 家電リサイクル法に基づく勧告及び報告徴収

小売業者には、家電リサイクル法第 10 条の規定に基づき、排出者から引き取った廃家電を製造業者等に引き渡す義務が課せられており、本件は当該引渡義務違反に該当することから、平成 30 年 7 月 31 日付けで家電リサイクル法第 16 条第 1 項及び第 52 条に基づき、以下のとおり勧告を行うとともに報告を求めました。

(1) 勧告の名宛人

アーク引越センター株式会社 代表取締役社長 杉原 正憲

(2) 勧告の内容

排出者から廃家電を引き取ったときは、自ら当該廃家電を機器として再度使用する
場合、又は機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する
場合を除き、家電リサイクル法第10条に基づき製造業者等に当該廃家電を引き渡すこ
と。

(3) 報告を求めた事項

①平成30年7月からの1年間における、全支店の毎月の廃家電の引取り及び引渡し
の状況

②平成30年7月からの1年間における、家電リサイクル法違反についてのコンプライ
アンス体制の強化を含む再発防止策の四半期ごとの実施状況

※報告期限 ①:当該月の翌月末まで

②:当該四半期の末月の翌月末まで

3. 引越業者の団体と連携した周知徹底

アーク引越センター株式会社は引越業者であるところ、家電リサイクル法上の小売業者に該
当する引越業者に対する勧告は本年度2件目となることから、引越業者における家電リサイ
クル法の遵守を図るため、引越業者の団体と連携し、引越業者向けの家電リサイクル法に関
する説明会を開催することなどにより、適正な引渡しをはじめとする家電リサイクル法の遵守
の周知徹底を行います。

また、他の小売業者についても、小売業者の団体を通じ、適正な引渡しの周知を行います。

4. 参考(会社概要)

会社名	アーク引越センター株式会社
代表者	代表取締役社長 杉原 正憲
本社所在地	愛知県名古屋市中川区荒子4丁目218番地
主な事業	引越運送、引越付帯サービス業務

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省商務情報政策局 情報産業課 環境リサイクル室長 田中(伸)

担当者:鈴木、田中(雄)

電話:03-3501-1511(内線 3981~7)

03-3501-6944(直通)

03-3580-2769(FAX)

環境省環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室長 小笠原

担当者:中根、高橋

電話:03-3581-3351(内線 6804、7863)

03-5501-3153(直通)

03-3593-8262(FAX)